

第5回公文書館講演会

講演録

日 時：平成28年5月28日（土）午後2時開会
場 所：札幌市公文書館 3階 講堂

この講演会は5回目になります。

1回目は、明治になる頃からの札幌を選んで街づくりを始めたころの話をして、少しずつ新しい時代に話を進めて2回目は、明治20年代くらいを中心にした札幌の様子のお話をしました。3回目は、昨年11月に、戦後になって札幌が大発展する条件みたいなお話をしました。そのときには、例えば、国や道の出先機関の役所が札幌にたくさん集まって、それに伴って、大銀行が集まり、中小銀行が集まり、いろいろな企業が集まってくる、つまり、政治的中枢機能と経済的中枢機能が札幌に集まったということが戦後の札幌の人口がど

んどんふえていく条件なのだというお話をしました。その要素が集中してくるのが明治の末から昭和初期くらいまでですが、その辺は、札幌の様子を映像ではなく数字で探ってみました。

今回は、時代的には前回と重なり昭和の初期くらいまでに都市札幌が非常に質を高めていくこと述べたいと思います。

1. 都市計画法の制定

札幌が質を上げていく時代ということを言いましたが、それにはいろいろな条件があります。その大きな条件の一つが都市計画法が制定され、札幌に適用され、都市整備が進むようになります。ところが、都市計画法は、大正8年に制定されますが、その時点では、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の六つの都市にだけ適用され、札幌など地方都市には適用されていません。

ただ、それはあくまでも都市計画法に基づいた都市整備のための法律です。江戸時代の人が都市計画という言葉を使ったかどうかわかりませんが、江戸時代から実際の政策として都市計画をやっていると言えます。

例えば、江戸の上水道は、計画的につくっています。ドラマなどで井戸の周りにお母さんたちが集まって、いわゆる井戸端会議風になっている様子が出てきますが、上水道を引いて水が湧き出るようにしてあります。それは、都市計画的な政策だろうと思います。法

レジュメ

計画的な都市整備と住民	
2016年5月28日 札幌市公文書館複本洋介	
1. 都市計画法の制定	
・大正8年都市計画法の制定 6大都市への適用 ほぼ同じ頃に市街地建築物法、道路法、道路構造令等の制定	
☆大正8年臨時経画委員会の設置 基礎調査の開始 『札幌市訓育ニ関スル施設計画』 「大札幌と都市計画」(北タイ大正11年10月12日～)	①② ③
2. 地方都市への都市計画法の施行	
大正12年5月、札幌・小樽・函館など25の地方都市に都市計画法適用	④
大正12年都市計画委員会の設置 様々な基礎調査の成果品	⑤
『札幌都市計画区域設定参考資料』(札幌市役所、大正14年) 『札幌都市計画区域設定参考資料』(都市計画北海道地方委員会、大正14年) 『札幌都市計画区域設定参考資料』(札幌市役所、昭和2年) 様々な地図	⑥
3. 大正昭和初期の都市整備事業	
○大正9年102,580人、昭和5年168,576人、15年206,103人 ・市内交通機関の整備 馬鉄から電車、バス。民営から市営へ 実現しなかった軌道鉄道計画	⑦
・道路の舗装改良(大正13年道庁前の木レンガ舗装、狸小路の舗装)	⑧
☆昭和初期の下水道整備 ・上水道の供給開始(昭和12年)	⑨
4. 都市整備と市民らの反応	
○北一条通りの舗装と円山の住民 ○札幌駅前通の拡幅と住民の反対 ○不況と失業者対策事業	⑩⑪ ⑫ ⑬

律はなかったのですが、そういう整備は、もう江戸時代には行われています。

明治の東京でも銀座のレンガ街は防火のために建物を耐火建築にしようと言うことでレンガ街をつくったと評価されています。そのように政策も都市計画といえるものです。

東京の場合は、東京市区改正条例と言い、東京市にだけ当てはまる条例をつくって都市整備を実行していきます。その目的の一つは、大都市は、ある地域がスラム化し、貧しい人たちが集まり住んで、治安が乱れるような地域ができるのですが、スラム化しないような街をつくっていくというものです。都市計画法で都市整備を進めること、バランスのいい街づくりをするということも都市計画の目的です。

東京市区改正条例というのは、明治の半ばくらいから、横浜、名古屋、大阪、京都、神戸に適用されていきます。本来は東京に関する条例ですが、ほかの大都市でも使えるように運用していきました。その後、大正8年に都市計画法という法律を制定し、同時に6大都市に適用されるようになりました。

次いで大正8年に市街地建築物法、道路法、道路構造令などが制定され、いろいろな都市の設備の質を高めていくようになります。市街地建築物法というのは、今は建築基準法になりますが、都市計画の用途地域といい、例えば、商店がたくさん集まるようなところは商業地域、工場が集まるようなところは工業地域、住宅が集まる場所は住居地域に指定して、地域を色分けしてコントロールしていくための法律です。現在は、その用途地域の決定とともに市街地調整区域や市街地区域を指定する建築基準法にかわりました。これは、札幌の郊外は、原野だったり、丘珠から篠路にかけてのように畑だったりしていますが、そういうところは市街化調整区域と呼び、それに対して住宅が並んでいるところや商店がたくさんあるところは市街化区域と呼んでいます。そういうコントロールをするのが建築基準法で、その前身に当たるのが市街地建築物法です。それから、道路法というのは、道路を都道府県や市町村が管理することを示したもので、この法律に基づいて、市町村道、都道府県道、国道がつくられます。札幌の最初の市道は大正8年に指定されますが、こういう道路をつくりなさいということを指定するのが道路構造令です。都市の施設をこうしていきましょうという法律や命令がそろい始めたのが大正8年以降となります。

ほかの都市のことを調べていないのでわかりませんが、札幌は、6大都市に適用される都市計画法が制定されたのとほぼ同じ時期に、どんな街をつくろうかということを考え始めました。

その一つが、大正8年の臨時経画委員会です。正式に言うと、臨時経画調査委員の集まりです。しかし当時の新聞などには臨時経画委員会と出てくるのでこの言葉を用います。そのような委員会をつくって、札幌の将来の街の構想を練り始めたのが大正8年になります。

その規則が①の資料です（北海タイムス大正8年5月10日）。

札幌区臨時経画調査委員規則という規則とあります。実際には委員会ではなく、委員を

選んでその人たちの会合で札幌の将来を考えてよいという委員会です。委員会という言葉でお話を進めていきます。

第1条に本区の将来において、施設経営すべき事業、種類、緩急、順序及びこれに要する財源調査のため、臨時経画調査委員を置くと書いてあります。将来のことを考えるための委員ということです。

ただ、役所が持っていた公文書に同じ新聞記事が添付されていますが、それには臨時計画の「計」の字のところに赤い点がついています。レジュメの字を見ていただくと、経済の「経」の字です。「計」の字は、間違いだという意味で朱点をつけているようです。「計」の字のほうが正しいような気がしますが、実際に当時は経済の「経」を使った委員会でした。

臨時経画委員を選出しています。②の資料に載っていますが、区会議員から選ばれている人数と、この人たちの何割かは商工会議所のメンバーでもあります。

この中で、助川貞二郎は、市中の馬車鉄道経営をやって、大正7年に路面電車に切りか

①臨時経画委員規則



②経画委員会選出の事務報告

えたときの会社の社長です。久保兵太郎は、商工会議所の会頭をやった人です。その他には、市民から選ばれた人たちがいますが、高岡熊雄と南鷹次郎はどちらも今の北大の先生です。高岡熊雄は、北大で植民学とか都市計画関係の講座を開いて研究をしていた人です。南さんという人は、北大の先生ですが、どんな先生かわかりません。

一、臨時及臨時委員会
本区ニ於テ將來施設スヘキ事項其他各般ニ渉ル調査機關トシテ臨時経画調査委員選出ヲ設定シ八年七月第七回区会議ニ於テ選舉ノ結果左ノ通
當選セリ

区会議員ヨリ選出	区公民中選舉權ヲ有スルモノヨリ選出
大 渡 善 太 郎	札幌區北六條西十二丁目一番地 高 岡 熊 雄
向 井 次 郎	札幌區北六條西四丁目二番地 馬 島 隆 雄
中 西 八 郎	札幌區北六條西二丁目十八番地 平 塚 直 治
村 山 不 二 郎	札幌區南一條西十六丁目番外地 小 山 忠 雄
奥 田 角 三 郎	札幌區山手町十九番地 藤 田 昌 郎
山 本 宗 三 郎	札幌區北二條西七丁目一番地 土 井 良 太 郎
松 本 菊 次 郎	札幌區北一條西十一丁目一番地 古 藤 猛 哉
塚 田 茂 二 郎	札幌區北十一條西五丁目番外地 藤 田 昌 郎
吉 川 貞 二 郎	
久 保 兵 太 郎	
川 村 晋 吉 郎	
長 谷 川 金 三 郎	
長 島 平 太 郎	

この委員会でいろいろな調査をしたようです。ただ、その成果品がそんなにたくさんは見つかっていません。レジュメに二つ書いてあります。一つは、『札幌訓育に関する施設計画』です。訓育に関する施設ですが、私はちゃんと読んだことはありません。中身のこ

とはよくわかりませんが、教育関係の施設なのかなと思います。原本とコピーがあるので、コピーのほうは、皆さん、ぺらぺらとめくってごらんになってみてください。とりあえず、これが臨時経画委員会の成果品の一つとなっています。

もう一つは、③『大札幌と都市計画』という新聞記事（北海タイムス大正11年10月12～14日）になっているものです。今のところ、見つけたものでは、この二つだけです。

『大札幌と都市計画』は、3回連載しています。著者の近晋策は「コンシンサク」と読むのでしょうか。はじめの方に、札幌区都市計画調査委員会の案とありますが、臨時経画調査会の成果品という意味です。内容を詳しく紹介はしませんが、皆さんのお手元に配ってあるので、後でじっくり読んでいただければと思います。

項目だけ一緒に見てみましょう。

1枚目から出てきていますが、最初の（一）は「区域拡張」とあります。都市計画の区域を広げて考えようということです。（二）が町名設定ですから、広がったまちに町名を設定していくことです。（四）が地域設定です。これは、先ほどの工業地域とか商業地域という決めごとに関する意見です。それから、（五）が公園とか景勝地をどうしようという部分を書いています。（六）は、市内道路系統と書いていますから、道路網のことでしょう。（七）は、郊外連絡道路、中心部だけの道路ではなくて、周辺の村々との連絡路、流通路にもなりますが、そういうものの話です。それから、（八）は、市内外の電車線路の選定です。これも、交通路、流通路、周辺地域との交通、流通を図っていくものです。

次の3枚目の（九）は、市内道路の改良などが出てきます。コンクリートとか、マガダム式とか、アスファルトという言葉が書いてあります。アスファルトとコンクリートは道路の舗装材料に使われているものです。このころには、アスファルト道路とかコンクリート道路が構想されていたということです。

実際には、このころは、札幌のまちの中にアスフ

③大都市と都市計画



アルトやコンクリートの舗装道路はありません。そういう道路をつくる以前からそういう構想を持っていたということです。ついでに、(ロ)のところにマガダム式と書いてありますが、これは、舗装道路をつくるときの道路のつくり方です。資料などでよく出てくるのは、碎石を道路にまいて、その上に砂をまいて、それに水をかけて締めて、その上をローラーでさらに締めていくというのを、マガダム式道路とか、マガダム式舗装とか、マックアダムスと書いてある場合もあります。

後で資料が出てきますが、このころは、大ざっぱに石を敷いて砂をまいてローラーをかけてという道路づくりが主だったようです。

(十)は、地下の埋設物とか路上工作物ですね。恐らく、電信柱などもみんな入ってくるようなことでしょう。地下の埋設物は、恐らく、下水が入ってくると思いますが、そういうものをどういうふうに計画立ててつくっていくかということのようです。

(十一)は、排水溝敷設です。これは側溝の話でしょう。計算値が書いてありますけれども、下水道関係の設計書をみると、下水の流れ方を計算する計算式があります。(十二)の路傍樹植栽は、街路樹のことでしょう。(十三)は、河川の整理ですから、湿地のことでしょう。今の苗穂駅と札幌駅の間は、伏古札幌川の末流があって、湿地帯だったのです。その整理のこともかかわっています。

(十四)には、上下水道の計画もありました。前々回にお話ししたのですが、実は、水道計画も下水道計画も明治の末に一回は計画されました。しかし、お金がないということで実行に移されませんでした。このときにも、再度どうしようかという意見が出てくるということです。

近が連載した新聞記事には、札幌の都市計画を進めていく上での将来の構想的なものを表明していますが、それが臨時経画委員会の成果品のようです。

こんなようにして、都市計画、将来の札幌像を構想する意見は、近だけでなく、何人も新聞に載せています。

2. 地方都市への都市計画法の施行

地方都市が省かれていた都市計画法ですが、大正12年に全国の6大都市以外の25の都市に都市計画法が適用されます。

④は『官報』(大正12年5月30日)という資料です。今も官報は出ています。政府が決め



たことを周知するための雑誌のようなものです。都市計画法の施行地域に25の市の名前が載っています。札幌市、小樽市、函館市の名も見えます。大正12年に、全国の25の地方都市と一緒に、札幌も都市計画法が施行されることになりました。

改正された都市計画法が、官報に載ったのが5月30日となります。法律の制定は、今は、官報登載日です。

官報は、今でも毎日出ます。法律や指令が即日ないしは翌日までにきちんと制定されたことを知らせるためのものなので、毎日必ず発行するものです。④の資料は、都市計画法が大正12年5月30日に札幌市にも適用されたことを示している資料です。

この法律に基づく施策決定の過程は、内務省に都市計画中央委員会という委員会をつくって、地方から上がってきた各都市の都市計画の事業について、審議をして決めます。それに対して、地方では、都市計画委員会北海道地方委員会という道府県レベルで都市計画委員会をつくります。そして、各都市で都市計画の規制や事業としてやりたいことを、都市計画地方委員会にかけて地方決定した後、内務省の中央委員会で決定して都市計画という規制や事業が決まります。

北海道地方委員会で決まったことを並べたものが表⑤です。地方委員会がいつできたかというのは、余り資料がなくてわかりませんが、委員を選任して第1回都市計画委員会を開いたという流れになっ

ていますので、委員会を開催した時点が発足のようです。

④都市計画の改正



⑤都市計画委員会北海道地方委員会開催

表-3 都市計画委員会北海道地方委員会 (昭和14年まで判明した分)			
回数	年月日	会場	議題
第1回	大13. 5. 26	道会議事堂	都市計画委員会議事規則など
第2回	大15. 6. 3	札幌市赤十字支部楼上	函館都市計画区域決定ノ件ノ小樽都市計画区域決定ノ件 (付帯決議有) 常務委員会委任事項ニ関スル件 委員決定
第3回	大15.12.15	道立図書館楼上	札幌都市計画区域決定ノ件 (旭川都市計画区域決定ノ件)
第4回	昭2~3年		
第5回	昭4.5.9~10	日本赤十字社北海道支部	函館都市計画街路決定ノ件ノ函館都市計画地域指定ノ件
第7回	昭6.11.27	日本赤十字社北海道支部	小樽都市計画地域指定ノ件
第8回	昭8. 7. 3	日本赤十字社北海道支部	札幌都市計画地域指定ノ件
第9回	昭9. 4. 10	日本赤十字社北海道支部	函館都市計画地域指定ノ件ノ函館都市計画街路追加変更ノ件ノ函館都市計画公園決定ノ件
第10回	昭9. 6. 8	北海道庁右狩支庁	函館都市計画街路追加変更ノ件ノ函館都市計画公園追加決定ノ件ノ函館都市計画地域変更ノ件
第11回	昭10. 3. 14	日本赤十字社北海道支部	釧路都市計画区域決定ノ件ノ旭川都市計画地域指定ノ件ノ函館都市計画甲種防火地区指定ノ件
第12回	昭10. 9. 9		小樽都市計画街路決定ノ件ノ小樽都市計画街路事業及其ノ執行年度割決定ノ件 小樽都市計画事業道路新設拡築路面改良受益者負担ニ関スル件ノ (小樽都市計画財政計画書)
第13回	昭11. 3. 23	日本赤十字社北海道支部	函館都市計画街路追加変更ノ件ノ函館都市計画街路事業及其ノ執行年度割決定ノ件 函館都市計画公園変更決定ノ件ノ函館都市計画公園事業及其ノ執行年度割決定ノ件 函館都市計画水道決定ノ件ノ函館都市計画水道事業及其ノ執行年度割決定ノ件
第14回	昭11. 9. 16	日本赤十字社北海道支部	札幌都市計画街路決定ノ件ノ札幌都市計画街路事業及其ノ執行年度割決定ノ件 札幌都市計画事業道路新設拡築受益者負担ニ関スル件及札幌都市計画事業路面改良受益者負担ニ関スル件
第15回	昭12.10.29	日本赤十字社北海道支部	旭川都市計画街路決定ノ件ノ旭川都市計画路面改良事業及其ノ執行年度割決定ノ件 旭川都市計画事業路面改良受益者負担ニ関スル件ノ旭川都市計画地域変更ノ件 空知都市計画地域指定ノ件ノ小樽都市計画街路事業及其ノ執行年度割決定ノ件
不明	昭14. 5. 17	日本赤十字社北海道支部	札幌都市計画風致地区指定ノ件

1. 第4回については公文雑纂の昭和3年旭川の決定から推察。
2. 第6回は不明。
3. 以下の史料より作成。
『北海道タイムス』(大13.5.27, 大15.6.4), 『小樽新聞』(大15.12.16)
〔高岡松岡旧蔵パンフレット〕(北大図蔵) 26『都市計画ニ関スル参考資料』, 23-1『第五回都市計画北海道地方委員会議事速記録』, 23-2『第七回都市計画北海道地方委員会議事速記録』, 358『札幌都市計画地域指定参考資料』,

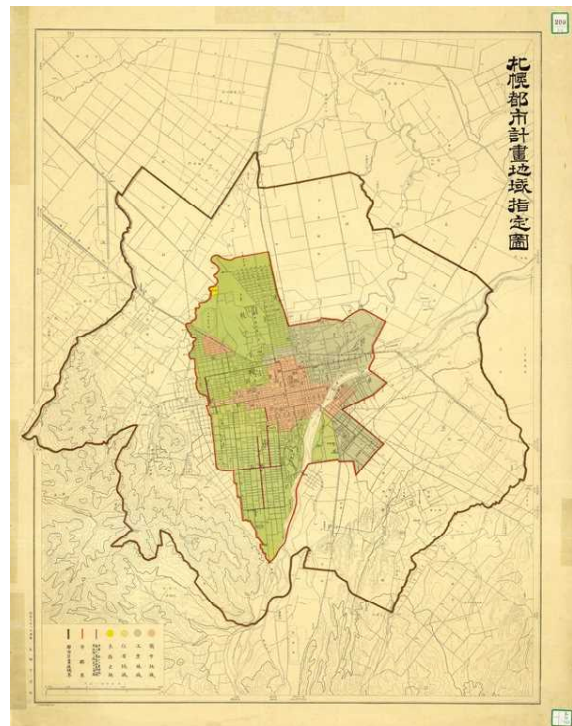
⑤は、私が20年近く前に、『新札幌市史』を執筆した時に調べたものです。題名にあるように昭和14年まで判明した分です。国の公文書や新聞などいろいろな資料を調べて都市計画委員会北海道地方委員会が何回開かれて、どんなことを審議したかを表にしたものです。1回目は大正13年5月26日に開かれて、そのときは、委員会の規則を決めました。2回目は大正15年に、函館都市計画区域と小樽都市計画区域、それに常務委員会委任という都市計画委員会の中に小委員会を作ることにしたようです。重要なのは、函館都市計画区域の決定と小樽都市計画区域の決定です。都市計画というのは、区域を決めて施行します。例えば、札幌市が都市計画を行うときも、区域を決め、都市計画区域でないところは、都市計画法が適用されません。適用されない地域の事業に国の資金が出ないことになります。それぞれ函館市も小樽市もそういう地域を決めたということです。札幌の場合は、同じ年の12月になって札幌の都市計画区域が決まりました。

これは、「札幌市都市計画地域指定図」といい用途地域を決めたときの地図です。大正末には、現在の札幌市域に札幌市以外に札幌村、白石村、豊平村、円山村、琴似村、手稲村、篠路村の七つの町村がありました。この頃の札幌市域は、朱線部内だけです。それに対して外枠がありますが、これが、札幌市の都市計画区域です。札幌市域だけではなく、周辺の町村まで札幌の都市計画区域の範囲に入っているということです。豊平町、白石村、札幌村、琴似村、円山村の五つと、札幌市を入れて六つの市町村にまたがった区域の中に札幌の都市計画事業をする区域が決められたことになります。

その後、戦後になると、全て札幌市になってしまいますので、大した問題ではないかもしれませんが、今は、札幌都市圏都市計画区域という言い方をしています。銭函もその範囲になります。では、小樽市の都市計画はどうなるのかというと、銭函は札幌都市圏の都市計画区域ですが、小樽市の山を越えて向こう側の港のあたりは小樽市の都市計画区域ということで、同じ小樽市内ですが、区域が違っているということになります。この時の場合は、こういう広さになっていますから、札幌市以外の地域にも札幌都市計画区域がつくられたということです。

東札幌駅のあたりの土地区画整理事業を計画しますが、札幌市域ではないので札幌市は施行するわけではなく、北海道庁が豊平町と施行することになります。札幌市は、この一部地域の調査作業を分担しました。もう一つ、今の二十四軒のあたりも土地区画整理事業

札幌市都市計画地域指定図



を計画します。琴似町の範囲だったので、実際に札幌はほとんど何もせず、道庁と琴似町で計画しました。

ただ、どちらも昭和19年に決まった事業で、戦争のため実際は行われませんでした。札幌都市計画区域は、このように札幌市の計画だけでなく周辺町村も入っていました。

都市計画区域を決めた後、第8回の昭和8年に札幌都市計画地域指定とあります。これが先ほどの地図で示された今で言う用途地域を決めるものです。その次は、昭和11年に札幌都市計画街路決定とあります。都市計画街路は、今の主要幹線道路のことです。一般の家の前の通りは生活道路といい、それらは入りません。大通や南1条などの幹線道路について道幅をどれくらいにして、どんな構造にしようというのを決めます。

その後、札幌が出てくるのは、昭和14年の札幌都市計画風致地区指定です。風致地区というのは、当時の自然や土地の状況をそのまま残そうという地域です。藻岩山、豊平川地区、伏古川沿い、新川などその地域の状況をそのまま保存しようという考え方です。現在の自然保護や景観保存に近い考え方です。この時に、札幌では14カ所を決めました。

都市計画法が施行されて、札幌に適用され、都市計画委員会がつくられて、札幌の都市計画を決めて事業を進めていきます。都市計画委員会に出す案や政策、事業を決めるために、それぞれの役所には、都市計画を掌る部署を置きます。札幌の場合は、都市計画係がいろいろな調査をします。その調査をまとめたものが、『札幌都市計画区域設定参考資料』です。今のところ、発見されたものは3種類で、年代と発行主体が違い、少しずつ差があります。報告内容はほぼ同じですが、表の並べ方などが少しずつ変わっています。つくられた順番は、恐らく、札幌市役所がまとめた『札幌都市計画区域制定参考資料』がまず最初につくられて、それを北海道地方委員会に提出して、北海道地方委員会が認めて内務省に上げるために、2つ目の都市計画北海道地方委員会の同じ題名の資料をつくることになっているのだと思います。そして決まったものが、昭和2年のもののようです。こういう資料をつくって、現在の札幌を把握して都市計画事業を進めていくための資料です。そのような資料の中には、建築物の現状を調べた地図など様々な調査によってつくられた地図が今でも残っています。

その中に資料⑥があります。資料⑥は、『時間帯図』（札幌市公文書館所蔵）というものです。図中の中心に市役所があり、その市役所に行くまでの時間を示した図です。そのため、外側に行くほど時間がかかるということが示されています。例えば、琴似駅は遠いところですが、

⑥時間帯図



鉄道を使うとそんなに時間がかからない色合いになっています。逆に近いところでも交通の便の悪いところは時間がかかることになっています。

この図は、大正13年に調べたものです。このような調査の結果に基づいて、交通網や道路網をどう設備するのがいいかを考えたことを示しています。その他には、工場をドットしてある地図もあります。

様々なことを調べて、地図にし、表をつくり、どのように計画し整備するのが効果的かを考えるための材料にしています。

3、大正・昭和初期の都市整備事業

大正9年に行われた我が国初の国勢調査の札幌市の人口は、10万人ちょっとで、北海道の中では函館市、小樽市に次いで3番目です。10年後の昭和5年が16万8,000人で、小樽市を抜いて2位になっています。函館市は1位です。昭和15年に20万人になり、札幌市は初めて全道一の人口を擁する街になりました。人口のふえ方は、大正9年から昭和5年の10年間で6万人以上増えています。次の10年間は、戦争も絡んでいる時期ですが、4万人弱くらい増えています。

なぜ札幌市の人口が増えていくのかは、中枢機能が集積してくるからですが、同じ時期に、札幌市でいろいろな面での都市整備が進められていく時代になります。都市整備には都市機能も含む言葉と考えています。

この時期には、市内交通機関が整備されていきます。馬車鉄道は明治の末につくられて、大正期には重要な交通機関になります。その質の転換を図って、大正7年に路面電車にかわり、より機能を上げています。そのときの社長が、助川貞二郎です。札幌市の主要な交通機関として位置づけられた電車は、昭和30年代から昭和40年代になるまで重要な位置をずっと占めていくことになります。

次に、バスは大正12年に初めて札幌乗合自動車会社というバス会社がつくられます。そのバス会社は、すぐ潰れてしまいましたが、すぐ新しい会社ができます。それが昭和初期になって、電車事業を札幌市が買い取って市営電車にし、さらに市は昭和5年からバス事業をはじめるとともにバス会社を買い取って市営バスを拡充します。重要な交通機関を札幌市が直営にして、交通機関の整備をすすめます。

タクシーが走り始めるのは大正時代です。タクシーの場合は、今で言う観光バスと同様に使われていたようです。大正3年頃くらいからそういう車が走り始め、最初は市内遊覧何分間で幾らという自動車でした。大正期には飛行機も飛び始めます。大正時代はまだ飛行機のデモンストレーションのときで、飛行機というものがあるというショーです。日本人が飛行機を大正2年に飛ばして見せる飛行大会と言います。鳳号という名前の飛行機が大正2、3年に飛行大会を開いてデモンストレーションをします。

大正5年には、スミスという外国人が飛行機を見せに来ます。本当のショーです。ところが、スミスは飛行に失敗して落っこちて、大けがをします。数年後に、けがをしたとき

に大変お世話になりましたとお礼を言いに来るということもありました。

その後大正15年になると、今の北24条あたりに、北海道新聞社の前身にあたる北海タイムス社が飛行場をつくって、最初は宣伝飛行程度だったのが、郵便飛行をするようになります。札幌の俯瞰写真は、明治時代は大通の西2丁目にあった郵便局など高い建物の屋根の上から写しますが、昭和2年になると、南大通の西1丁目の消防署の望楼の上から写します。昭和になった頃から飛行機からの俯瞰写真も出てきました。いわゆる空中写真とか航空写真です。北海タイムス社がつくった北24条の飛行場は、昭和8年から国が飛行場整備をして、昭和12年には東京と札幌間の定期便や北海道の地方都市との定期便の運行を始めます。残念ながら昭和12年からは侵略戦争を始めるので、軍隊に接収されてしまって、機能を果たせませんでした。

そういう形で札幌市内の交通機関の整備、市から東京や地方へ向かう交通手段の整備が行われるのが大正期から昭和初期になります。

今話したのは実際に実現したものです。

実は、この時期、交通機関ブームと言いますか、市内交通とか市外との連絡交通を手がける会社のブームになります。札幌を中心にした計画も8件ほどあります。資料⑦の「実行されなかった鉄道・軌道計画」という表は、それらの会社名と区間などを示しています。でも残念ながら計画倒れの事業です。

⑦－1 実現されなかった軌道・鉄道計画

申請会社名	申請年月日	区間	發起人	却下理由
北海中央電鉄	T 9. 4. 9 願	小樽区手宮町ー中島公園地	磯野善雄他	地方開拓並産業振興上有益なる企業なるのみならず投下資本に對し相當の収益あるべく仍て免許す 昭和12年に施行期限延長申請につき調査中
北海中央電鉄	T 8. 6. 22 申	中島公園地ー安平村	磯野善雄他	別途免許申請並に係る北海道新産業延長線の免許せらるるに於ては敷設の必要なきものと認め
道北炭田炭電軌道	T 14. 6. 17 申	小樽市ー倶利伽羅峠ー走山溪	松田孝雄他	目下の交通状態に於ては敷設の必要なきものと認めらる
道北炭鉄軌	T 14. 9. 22 申	定鉄炭田内ー桑園駅	橋義一他	目下の交通状態に於て敷設の必要なきものと被認
月寒電気軌道	T 14. 12. 19 申	豊平3-9-114ー南郷町39-1	神田利雄他	目下の交通状態より見て既設の必要なきものと被認
北海道電気軌道	S 5. 6. 4 申	市辺村ー高谷別荘ー走山溪	但馬八十次他	大部分が既設並に係る市街地電気軌道並に市街地夜間延長線に該当し之が免許の上は更に敷設の要無く 留金の返還は目下の交通状態に於て敷設の要を認めず
札幌線外電鉄	S 5. 12. 26 申	円山井内	奥村健他	利用者僅少に止まり利益収支償はざるものと被認
札幌線外電鉄	S 5. 12. 11 申	豊平町3-9-93ー豊平町3-9-24 (市街地内線) (市街地外線)	河合才一他	目下の交通状態に於て敷設の必要なきものと被認

上の二つは、北海中央電鉄という会社が小樽と中島公園を結ぶ鉄道や、中島公園と安平村を結ぶ鉄道を計画します。安平村は、室蘭本線のほうにあります。追分のちょっと南くらいのところにあるまちです。数年前に追分町と早来町が合併して安平町になりました。

これは、同じ会社で中島公園を経由していますから、安平村から小樽までの鉄道をつくらうとしたわけです。小樽の手宮と中島公園の間ですと、銭函あたりまでは今の函館本線と重複しているのです。函館本線は海のすぐそばを通っていますが、この路線は山裾を通っていきます。計画図を見ると、線路は山裾のほぼ同じ高さのところを蛇行して描かれています。中島公園と手宮の間の鉄道に関しては許可がおりたのですが、実際には施工できなくて、許可の期限が切れて実現しませんでした。

それに対して、中島公園と安平村のほうは許可されませんでした。却下理由は、必要ないということで許可されなかったのです。これらの認可は内務省がやりました。

次は、定山溪温泉電気鉄道です。小樽に行くもので、朝里村を抜けて、定山溪に行く線です。現在の道路と全く同じコースかどうかはわかりませんが、そういうコースが電車で考えられていたということです。それも、必要ないということで認められませんでした。

もう一つの定山溪鉄軌というのは、定鉄真駒内から桑園駅までの鉄道が考えられていました。これも必要なしということになってしまっています。

月寒電気軌道の路線は、豊平3条9丁目から南郷畑659番地です。豊平3条9丁目というと、じょうてつの豊平駅があるあたりが豊平3条9丁目です。そこから、南郷通辺への路線です。必要ないというので、許可になりませんでした。

北海道電気鉄道は、弁辺村から喜茂別を通して定山溪までという路線です。現在の豊浦駅が弁辺駅とっていましたから、弁辺村は今の豊浦のあたりです。定山溪から中山を越えて、内浦湾沿いのところまで通る電車が計画されました。定鉄と連絡すると札幌から内浦湾までの路線となります。これも認可されませんでした。

札幌鋼索鉄道は、円山村内とあります。鋼索鉄道とはロープウェイことです。円山村内のどこにロープウェイをつくるかということ、円山の南斜面から円山の頂上です。観光用なのでしょうが、却下理由は、「利用者僅少に止まり到底収支償はざるもの」と認められるとあります。観光用で二百メートルほどの山をロープウェイで上がるのは余り効果がないという評価です。

札幌郊外電鉄というのは、豊平町3条3丁目から3条9丁目、市電の豊平2丁目からほんのちょっと長さです。市電の豊平線と並行していますから、余り効果がないという評価です。発起人が河合才一郎ですが、幌平橋をつくってに市に寄附した人で、道会議員をしていた人です。

認められなかった計画ですが8件あります。この時代というのは、そういうブームでもあったのですが、こういう案を出して市内交通や市外の諸都市を結ぶ交通機関をつくろうという考えが広まっていたことから起こったとも言えます。計画は実現されなかったですが、そのような時代と見ることができます。札幌の都市整備は、それと同じ時期に行われています。住民も行政側も同様に便利になる都市整備という認識を持っていたと評価でき

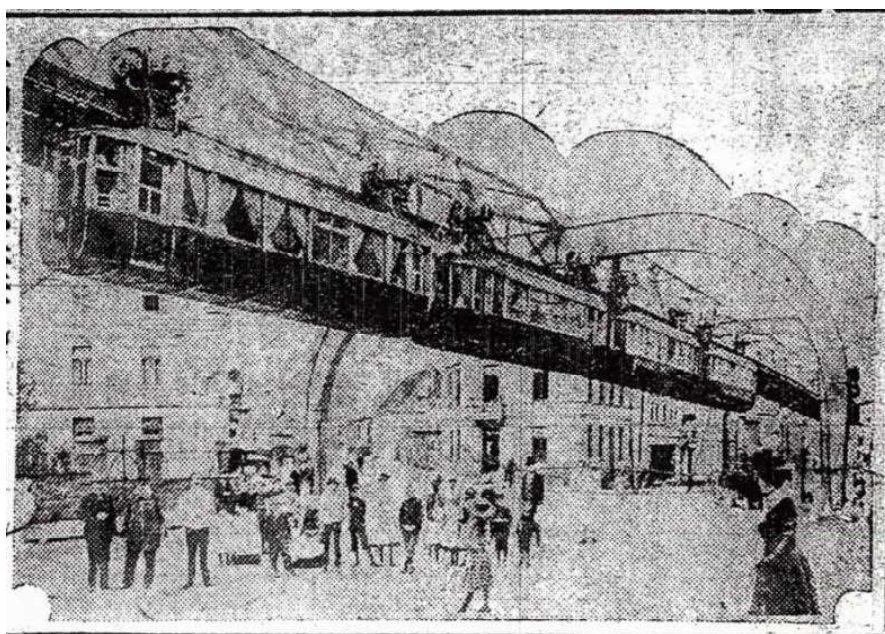
⑦－2 高架懸垂式電車の新聞記事



ると思います。

⑦－3

このように実現しなかった交通機関ですが、札幌ではないのですが、おもしろいのでご紹介いたします。資料⑦－2、3は小樽新聞に載っていたものですが、「高架懸垂式の電車を小樽に」（小樽新聞昭和2年12月19日）という見だしです。



高いところを懸垂で通る電車です。⑦－3が写真の部分大きくしたものです。服装を見るとおわかりのとおり、日本の写真ではないです。ドイツのドレスデンです。そこにこういう懸垂式の電車が設備されたようです。こういう写真があります。ドレスデンで実現したのかどうかはわかりませんが、新聞のコピーで見る限り、絵ではなく写真には見えますの実現したようです。高架懸垂式の電車とはモノレールのことです。小樽市内にモノレールをつくろうという案です。結局、これも認可されなかったのです。こんな案も当時は考えられていたということです。

次は、交通機関が動き回る道路がどのようになっているかを見ていきます。これは、道路整備はずっと続けられるのですが、時代時代によって少しずつ質が変わってきています。

資料⑧－1は、大正13年の新聞記事ですが、「札幌の道路は改善か改悪か」（北海タイムス大正13年6月3日）とい

⑧－1

う見出しがついています。その理由はこんなところにあります。市が莫大な費用を投じて道路に敷いた砂利は小さいのは、「二、三分」とあり、一尺は30センチメートルほどの2分、3分ですから、6ミリメートルや9ミリメートルくらいの砂利です。大きいのは「二、三寸」



とありますから、2寸だと6センチメートルくらい、3寸だと9センチメートルくらいです。それは砂利と言うのでしょうか。さらに「四、五寸」とありますから、12センチメートルや15センチメートルの大きさに及んでいます。これは、道路に敷かれた石のことです。まちの中心部の話では2寸、3寸、苗穂から札幌村のほうでは、「豊平川の河原そっくりと言いたいほど大きな石ころが道幅一面に敷き詰められている」と載っています。豊平川の河原石ですから、きっと大きいのでしょう。そういうものが道路に敷き詰められているということです。それで、歩行困難のおびただしいことはお話にならないと書かれています。改善か改悪かと書いていますが、この以前はどうだったのか。明治の末とか大正の初めのことですが、当時の物資輸送は馬車で行っていましたが、泥濘馬腹に達するなど新聞に表現されています。馬が四つ足で歩くわけですが、道路を歩いたらどろんこで、足が埋まってしまって、泥がおなかにつくくらいまで沈んでしまうような道路だったのです。そういう話は結構新聞に出てきます。なかには、馬車が泥濘に沈んでいくのを見たという話もありました。かなりひどい道路だったということです。それから見ると、これはよくなったと考えて改善していることになるのでしょうか、それが本当に改善しているのか、という記事です。

こういう意識が出てくるということは、この時代の都市を整備していく住民の気持ちもこのように注意してものごとを考えるようになったと言うことでしょう。

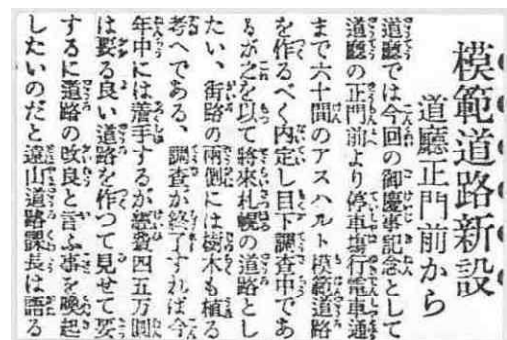
様々な施設についてより良い方にしていきます。この頃からの札幌市の予算書には「道路改善」という項目が出てきます。それに付表がついていて、今年道路修繕はこのようにしますなど書いてあり、その資材の購入についても書いてあります。砂利なら幾ら幾らと書いてあるのですが、それらを見ていくと、大正末頃までは、ただの「砂利」ですが、少し後になると「篩砂利」という品目になっています。篩にかけた砂利ということのようです。二、三分、二、三寸、四、五寸、河原石と言われるほどそろわない石をふるいにかけて、ある程度の大きさにそろえて道路に敷くということをし始めます。さらに少しずつ改善していこうという動きがこの時期にあると

⑧-2

いうことです。

その次の段階になると、⑧-2（北海タイムス大正13年3月9日）にあるように、「模範道路新設 道庁正門前から」と見出しにありますが、舗装道路をつくって模範道路にします。今の赤れんが庁舎の真ん前の西3丁目の道路を札幌で一番最初に舗装道路にします。これによると、「アスファルト模範道路を作るべく」と書いていますから、アスファルトの予定だったのでしょうか。実際につくられたのは、木でつくったれんがを並び敷き詰めた道路です。

⑧-3が完成したときの写真です。木レンガははっきりとは見えませんが、道路に木を切ってレンガ状にしたものを敷き詰めています。実物は、道庁の赤れんが庁舎にある道立



文書館の展示室に展示しています。30年ほど前にこの道路を改修したときに発掘されたものです。現在もこの道路（現在は広場になっている）の西端に展示してあります。この舗装道路を作ったのは、大正13年になります。

先ほどの「札幌の道路は改善か改悪か」と同じ頃に模範道路として舗装が始まったこととなります。札幌市が初めて舗装道路にしたのは、狸小路です。⑧-4は、舗装が完成したときの記念式典の写真ですが、本当に舗装してあるのかどうかよくわかりません。当時の札幌で、1番、2番を競う繁華街の道路を舗装にしたわけです。豊平橋の上を舗装する事業もこの時期に行っています。

こういう舗装道路の普及を進め、昭和に入ると、さらに舗装道路をつくる範囲を広げていって道路の質をよくしようとしています。

下水道計画は、明治42年に初めてつくられましたが、土管を入れた暗渠の下水道計画です。それまでは、大下水と言い大きな通りに二、三間くらいの幅の比較的大きい水路を掘って、そこに家から出た生活排水を流すようにしてありました。当時の街中のほとんどの道路に、ほぼ南北に大下水がつくられていました。それだと、夏になると腐臭を発したり、同じ幅でつくってしまったため、雨が降ると下流のほうであふれてしまいました。明治の末から、下水を暗渠にして土管を入れて、あふれることがないように、においが発することのないようにしようと計画をします。しかし、明治42年と大正6年の2回ほど提出しますが、資金不足でどちらも区会で否決されてしまいます。大正末からは、都市計画とは別に国に補助金を求めたり、市の債権を発行することで資金をつくって、下水の暗渠化を図っていきました。

⑨-1は、大正15年から昭和5年まで下水道の整備を行ったときの成果図です。図中の朱線が新たに作られた下水です。それまで開渠だったものが土管を入れて暗渠にしました。ほぼ1丁ごとにあります。

⑨-2の図面は、6～10の5年間でやった実績です。朱線が、先ほどの5年までのもの

⑧-3



⑧-4



よりも広い範囲に広がっているのがわかります。札幌市内中心部だけではなく、山鼻の南端くらいまで下水道をつくるようになりました。

この頃の下水の行く先は全て普通の川です。下水を川へ自然放流しています。

上水道の計画も明治の末からつくられます。やはり資金不足で否決されます。昭和初期になって、再度提案され議会の中で随分議論をされました。

札幌市が出した案は、電気事業と一緒にやりたいという事業でした。豊平川に水源を求めますが、一緒に発電もするという計画をつくります。発電したものを市中に流すのと、小樽市にも電車をつくらせて電気を供給する、それで利益を得て上水道を経営していくという案だったようです。市会の中で議論されて、電気事業案は否決され、水道案だけが通り、昭和12年に上水道が供給されることになります。

このように、いろいろな都市に必要な施設が少しずつ整備されてきているというのがこの時代だということです。

4. 都市整備と市民たちの反応

以上の整備は、ほとんど全部、都市計画法に基づく事業ではない都市整備でした。その頃、実際に都市計画事業として進められた北1条通の舗装にかかわって問題も起こってきます。

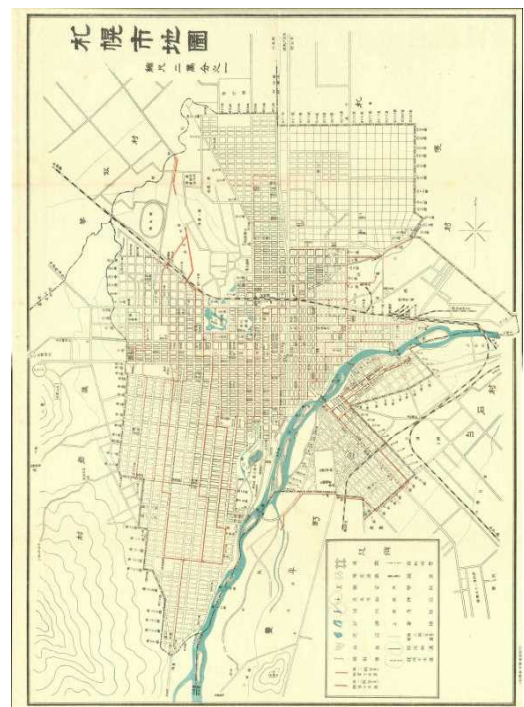
北1条通を東のほうから札幌神社（北海道神宮）の前まで舗装計画が認可されました。都市計画事業なので、国からお金が出ますが、そのお金が札幌市に支給されました。都市計画事業というのは、受益者負担の原則になります。北1条通を西に延ばすと途中からは藻岩（円山）村になります。そのため、藻岩村の住民もお金を払わなければならないのですが、それについて出す出さないという話でもめることになります。

都市計画などの事業に関する理解の度合いの違いがあるようです。札幌市は都市計画税を支払っているのですが、藻岩村は、都市計画区域の範囲に入っているが、都市計画税を

⑨－1



⑨－2



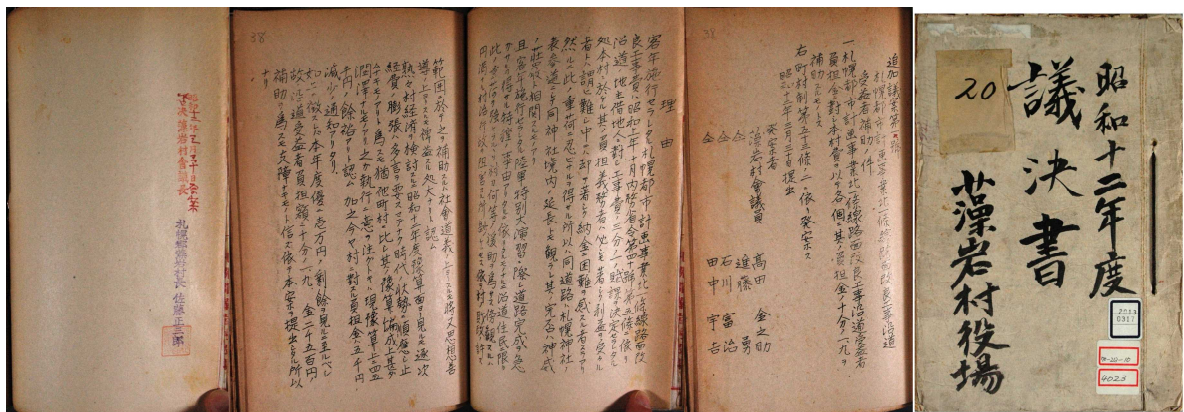
払っていなかったようです。そのため、補助金は藻岩村には出ないということです。札幌市は税を払っていますから、その分が払われます。藻岩村の議会は、そんなに払えるほど裕福ではないということで反対活動します。その様子的一端は⑩の新聞記事にあります（北海タイムス昭和11年12月20日）。

この事件は、昭和11年から始まりますが、昭和12年に日中戦争も始まり、戦争している最中にこのような事件を起こしていることについて当局から指導を受けたようです。結局、藻岩村が承服する形で舗装道路の整備がされることになります。

資料⑩は、それに関する藻岩村の議決書です。札幌都市計画事業北1条線路面改良工事沿道受益者負担分に対し、本村費をもって、各戸にその負担金の10分の1.9を補助するものとする、藻岩村の議員が決議を



⑩



上げて、何とか自分たちが払わないようにしていこう、払う分を少なくしていこうという意見書を出して、村民大会なども開いて反対していきます。最終的には先ほど言ったように承服します。

もう一つは、都市計画事業に札幌駅前通の拡幅が計画された時のことです。この計画が発表されると、駅前通の商店街から反対が出ます。反対の理由は、道路を拡幅すると、道路に面しているお店が店舗切り取りによって住居が極度に縮小し密集して家族生活をするることになり、結核の増加と風紀上不良の現象が起こることを上げている。さらに、現在

20メートルの幅員道路も、荒風にさらされてちり風が吹きすさむ懸念をあげています。三つ目は、現在は幅員が狭いために通事故が少いことを指摘し、四つ目は、札幌での重工業が発達してトラックなどの交通量激増は予想できない。五つ目は、市の計画案は路面舗装であるにもかかわらず、少数の都市計画委員によって理想案として決定されたものにすぎないとも指摘します。

最後の理由から感じるのは、路面舗装を計画した都市計画だけでなく、何のために代表を出して物を決めるのかわからないという感じの話になっています。

この拡幅事業の実現は、戦後になって昭和24年に都市計画街路を変更して駅前通の道幅を25メートルから36メートルに変更し、27年に十年事業の整備事業として実施しようとしてきました。このときに拡幅は日中戦争の開始に伴い実現せず、戦後になってやっと行われたのだと思います。

⑬は、昭和戦前期の札幌市の債券を示したものです。都市の整備事業はどういう資金に基づいていたかを見てみましょう。

下水道や道路改良事業が起債をして実施していることがわかります。これらの事業の費用をすべて債券だけで行ったわけではありませんが、この表から債券も資金源にしていることは明確です。

これらの事業が持つ意味は、さらにもう一つあります。この頃のいろいろな土木事業は、不況対策であり、失業者対策でもありました。昭和の初めは、世界恐慌が起こり、日本では金融恐慌が起こり、さらに連年の大凶作で大不況時代でした。そのため失業者が多くてた時代でした。

札幌でも、継続して失業対策事業として下水道事業などを起こしていました。片や、都市整備にいろいろお金を投資して質をよくしていくという側面と、片や、不況時代の景気対策事業としても進められているというのが、昭和初期の都市整備の実態です。

その時の代表的な土木事業として国道4号の舗装事業がありました。国道4号とは、今の国道5号のことです。その記録写真が次の⑭の8枚の写真です。

朝里方面の道路工事のときの記録写真ですが、1枚目はいわゆる飯場です。労働者が働いた後、寝食をとる建物です。2枚目は、その中で、仕事が終わって、リラックス



札幌市昭和初期の土木事業関係の起債

年度	起債の目的	借入額	利率	借入先	昭 和 年 度	借 入 年 度	備 考
昭元	下水道建設資金	218,000.00 ^a	5.4%	簡易保険局	昭25	昭8	5カ年継続事業（側溝施設）第1次年度として
2	下水道建設資金	309,000.00	5.4	簡易保険局	25	8	前記継続事業第2年度として起債したもの
3	下水道敷設資金	327,000.00	5.4	逓信省	25	8	前記継続事業第3年度として
3	下水道敷設資金	123,900.00	5.4	逓信省	25	8	前記継続事業第3年度として
4	伏魔川改修費	38,800.00	6.8	北海道銀行	6	7	
4	下水道敷設資金	277,900.00	5.4	逓信省	25	8	前記継続事業第4年度として
5	下水道敷設資金	150,700.00	5.4	逓信省	25	8	前記継続事業第5年度として
6	道路改良事業費	102,600.00	3.6	北海道地方費	20	23	西5丁目線道路改良
6	第2期下水道費	66,600.00	3.6	北海道地方費	22	23	失業者救済事業として実施
6	第2期側溝費	31,000.00	3.6	北海道地方費	22	23	失業者救済事業として実施
7	第2期下水道費	107,000.00	3.2	北海道地方費	26	未	前記工事継続
7	第2期側溝費	46,700.00	3.2	北海道地方費	26	未	前記工事継続
7	第2期下水道費	4,700.00	4.6	公募	30	20	前記工事継続
8	上水道事業費	180,900.00	3.2	大蔵省預金部	26	24	
8	第2期下水道費	122,300.00	3.2	大蔵省預金部	27	未	前記工事継続
8	第2期側溝費	51,900.00	3.2	大蔵省預金部	27	未	前記工事継続
8	第2期下水道及側溝費	49,500.00	4.5	第一銀行	11	8	一時借入
8	市債借替整理費	2,020,000.00	4.6	公募	11	9	下水道事業等の各債償還のため
9	第2期下水道及側溝費	133,000.00	3.2	大蔵省預金部	28	未	前記工事継続
9	上水道事業費	200,200.00	3.2	大蔵省預金部	27	24	
9	上水道事業費	217,500.00	4.2	日本生命	13	16	
9	上水道事業費	608,000.00	4.6	日本生命	13	16	
10	第2期下水道及側溝費	113,600.00	4.2	大蔵省預金部	29	未	前記工事継続
10	第2期下水道及側溝費	12,500.00	4.2	第一銀行	13	16	前記工事継続
10	上水道布設事業費	1,375,000.00	4.0	日本生命	13	15	
10	上水道給水工事費	396,000.00	4.0	日本生命	14	15	
11	道路改良事業	33,100.00	4.0		12	12	
11	都市計画事業	153,000.00	3.4	大蔵省預金部	30	24	
11	都市計画事業	92,200.00	4.1	第一銀行	30	19	
11	上水道敷設事業費	622,200.00	4.1	第一銀行	34	19	
11	上水道給水工事費	342,300.00	4.1	第一銀行	34	20	
12	都市計画事業費	58,000.00	3.4	大蔵省預金部	31	24	
12	上水道敷設事業費	918,000.00	4.1	第一銀行	34	19	
12	上水道給水工事費	49,700.00	4.1	第一銀行	34	19	
12	上水道配管拡張工事費	173,000.00	4.2	関西信託KK	34	13	
13	都市計画事業費	140,200.00	4.0	第一銀行	31	18	
13	都市計画事業費	100,000.00	4.1	第一銀行	36	16	
13	上水道配水管拡張工事	183,500.00	4.0	第一銀行	35	16	
13	上水道配水管拡張工事	171,931.00	4.0	第一銀行	34	19	
14	都市計画事業費	102,000.00	3.4	大蔵省預金部	32	17	
14	第2期下水道及側溝費	11,010.95	4.0	北海道銀行	17	17	昭10年度第一銀行より借入分を道銀に低利借替したもの
15	上水道給水工事費	396,000.00	4.0	北海道拓殖銀行	18	18	昭10年度日本生命より借入分を拓銀に借替したもの
15	上水道布設工事費	1,375,000.00	4.0	北海道拓殖銀行	17	18	昭10年度借入分を借替したもの
16	都市計画事業費	858,000.00	4.0	北海道銀行	19	19	昭13年度第一銀行より誤謬借入分の繰り上げ償還し残額を借替したもの
16	上水道事業費	183,898.51	4.0	北海道拓殖銀行	17	24	昭9年度日本生命より借入分を拓銀に借替したもの。期限延期
16	上水道事業費	546,443.72	4.0	北海道拓殖銀行	17	24	昭9年度日本生命より借入分を借替したもの。期限延期
16	上水道事業費	178,250.00	4.0	北海道拓殖銀行	19	19	昭13年度第一銀行より借入分を借替したもの
17	都市計画事業費	175,000.00	4.0	北海道銀行	17	17	短期
18	都市計画事業伏魔川緑地設営費	103,100.00	3.2	大蔵省預金部	21	21	
18	上水道給水工事費	396,000.00	4.0	北海道拓殖銀行	23	23	昭10年度日本生命より借入分を再度借替したもの
18	上水道布設工事費	1,375,000.00	4.0	北海道銀行	19	19	昭10年度日本生命より借入分を再度借替したもの
19	都市計画事業費	77,082.97	4.0	北海道拓殖銀行	35	23	昭13年度借入分を再度借替したもの
19	上水道布設工事費	1,363,200.00	4.0	北海道拓殖銀行	20	20	昭10年度借入分を三度借替したもの
19	上水道布設工事費	616,800.00	4.0	北海道拓殖銀行	24	24	昭11年度借入分を借替したもの
19	上水道布設工事費	91,000.00	4.0	北海道拓殖銀行	24	24	昭12年度借入分を借替したもの
19	上水道治水工事費	339,700.00	4.0	北海道拓殖銀行	24	24	昭11年度借入分を借替したもの
19	上水道治水工事費	49,300.00	4.0	北海道拓殖銀行	24	24	昭12年度借入分を借替したもの
19	上水道配水管拡張工事	152,522.00	4.0	北海道拓殖銀行	24	24	昭12年度借入分を借替したもの
19	上水道配水管拡張工事	167,132.00	4.0	北海道拓殖銀行	24	24	昭13年度借入分を借替したもの
20	上水道布設事業費	1,346,100.00	4.0	北海道拓殖銀行	22	22	昭10年度借入分を四度借替したもの

（『札幌市史 政治行編』749～768頁より土木建設と都市計画関連を抽出、建築関係は除き作成）

している様子で将棋をやっていたりしています。3枚目は、寝ている様子です。この当時の飯場のことを土工部屋とも言ったりしますが、悪い話では、タコ部屋と同じになる場合もあります。この場合は、記録に撮っているから、タコ部屋ではないでしょう。4枚目は、碎石をつくっている様子です。こんなに大きい石をここで細かくしています。その碎石を馬車の荷台に乗せて、道路に持って行ってまいって、その上に砂をまきます。恐らく、砂をまいた後に水をかけて、その後にマガダム舗装のやり方で、5枚目のように馬が引く

ローラーで圧をかけます。6枚目は、朝里橋の左岸とありますから西側にあるトンネルの様子と、橋脚のところに芝を張っている様子が写っています。7枚目は、朝里橋が完成したときの竣工写真で、渡りぞめの写真です。

この国道4号線の工事というのは、不況対策事業としても行われた事業です。

このように、大正期から昭和初期というのは、いろいろな都市施設や都市機能を上げていくための整備を推し進めてい

きます。そういう考え方を市民も含めて持つようになってきました。法制的にもそういう体制をつくり上げて進めていきます。たまたま不況の時期にも重なったので、不況対策事業としても進めていたのが都市整備事業です。その前の時代に比べて、より質のいい都市を目指そうという時代が大正から昭和初期になります。

⑭

